

Ⅱ 新たな給付奨学金について

【参考】収入・所得の上限額の目安

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、母(★)	207	298	373	125	176	230
3人	本人、母(★)、中学生	221	298	373	137	178	234
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、中学生	271	303	378	172	191	255
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100

- 表中の数字は目安の金額です。所得要件は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されるため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。
- 機構のホームページに掲載している「[進学資金シミュレーター](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html)」で、対象となるかおおよその確認ができます。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※「[進学資金シミュレーター](#)」は、この後の8ページ下段で紹介します。

Ⅱ 新たな給付奨学金について

(2) 学業等に係る要件

● 「[学修意欲等の確認の手引き](#)」(文部科学省策定)

文部科学省ホームページで公開(別途6月7日発送予定)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

① 申込時までの評定平均値が**3.5以上**であること

※ 高校等在学者は**1年生から2年生まで(既卒者は3年生まで)**の期間の状況を考慮することを基本とし、各高校等の実情に応じて3年生時の状況を加味することができる。

② ①に該当しない場合は、レポートの提出や学校における面談(※)により、**学修意欲等(進学の目的、進学後の学修継続の意志)**が認められること

(※) [レポート・面談票の参考様式が「学修意欲等の確認の手引き」に掲載](#)(高校等における**通常の進路指導におけるレポートや面談記録等があれば足りる**)。レポート・面談票は学校保管(作成翌年度から3年間)、日本学生支援機構への提出は不要。

(3) その他の要件等

① 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意思が認められる定住者であること

② 高校等在学中又は高校等卒業後2年以内(※)であること

(※) 高等専門学校の場合は、3年次を修了後2年以内。

Ⅱ 新たな給付奨学金について

4. 支給額

現行の給付奨学金

設置者・学種	通学形態別年額	
国公立（大学・短期大学・専修学校専門課程）	自宅通学：24万円	自宅外通学：36万円
私立（大学・短期大学・専修学校専門課程）	自宅通学：36万円	自宅外通学：48万円



新たな給付奨学金

住民税非課税世帯の場合の給付額（年額）

設置者・学種	通学形態別年額	
国公立（大学・短期大学・専修学校専門課程）	自宅通学：約35万円	自宅外通学：約80万円
私立（大学・短期大学・専修学校専門課程）	自宅通学：約46万円	自宅外通学：約91万円

- 高等専門学校¹の学生については、大学生の5割～7割程度の額が予定されています。（6ページ上段参照）
- 支給の際は月額に換算し、毎月奨学生本人名義の口座に振込みます。
- 上表の金額は「第Ⅰ区分」のもので、「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」はそれぞれ「第Ⅰ区分」の2/3、1/3の金額となります。
- **第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。**（希望月額が貸与されない場合があります。）

Ⅱ 新たな給付奨学金について

支給額（新たな給付奨学金）

（1）大学・短期大学・専修学校（専門課程）

（月額）

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分 （住民税非課税世帯の者）	29,200円 （33,300円）	66,700円	38,300円 （42,500円）	75,800円
第Ⅱ区分 （住民税非課税世帯に準ずる世帯の者）	19,500円 （22,200円）	44,500円	25,600円 （28,400円）	50,600円
第Ⅲ区分 （住民税非課税世帯に準ずる世帯の者）	9,800円 （11,100円）	22,300円	12,800円 （14,200円）	25,300円

- **第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。**（希望月額が貸与されない場合があります。）
- 生活保護世帯（受けている扶助の種類を問いません。）の人及び進学後も児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。
- 通信教育課程では、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学に関らず、（第Ⅰ区分）51,000円、（第Ⅱ区分）34,000円、（第Ⅲ区分）17,000円が年1回支給されます。